

石川県済生会金沢病院 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画

石川県済生会金沢病院

第1章 総則

第1節 目的・基本方針

(目的)

第1条 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、石川県済生会金沢病院（以下「本病院」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 本病院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、国、石川県、県内市町、保健所及び他の指定（地方）公共機関等と相互に連携を図りながら、病院が一体となってこれを行うものとする。

第3条 本病院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条に基づき、第一種協定指定医療機関と第二種協定指定医療機関の役割を担う。

第2節 業務計画・診療継続計画の運用

(定義)

第4条 本計画において「準備期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前までをいう。「初動期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまでをいう。「対応期」とは、初動期以後、政府対策本部が廃止されるまでをいう。

(新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成・周知)

第5条 病院長は、本計画を効果的に推進するため、各発生段階における対応について記載した新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（以下「診療継続計画」という。）を作成する。また、診療継続計画を作成又は修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(準備期)

第6条 本病院における取組体制を整備・強化するために、院内感染対策委員会において、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務計画及び診療継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。

第7条 国、石川県、県内市町、保健所及び他の指定（地方）公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施する。

(初動期における対策本部の設置・運営)

第8条 病院長は、石川県新型インフルエンザ等対策本部が設置されたとき及び各情報源より感染症危機が予測される場合は、診療継続計画に基づき本病院において新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行うため、病院内に対策本部を設置するものとする。（資料1参照）

(対応期)

第9条 国が基本的対処方針を変更し、これを公示したときは、直ちに対策本部会議を開催し、対処方針、対策等を見直し決定のうえ、院内の連携を強化し、柔軟かつ病院一体となった対策を推進する。

2 国が対応期の区分に応じた対策の切替え等により基本的対処方針を変更し、これを公示したときは、直ちに対策本部会議を開催し、対処方針、対策等を見直し、その都度、院内に指示する。

3 特措法第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく対策本部会議を開催し、対策本部を廃止する。

第2節 情報収集・共有体制

(情報収集・共有体制)

第10条 病院長は、国、石川県、県内市町、保健所及び他の指定（地方）公共機関等からの情報の収集と相互の連絡に努める。これら関係機関と円滑に連携を図るために、担当部署の連絡先をあらかじめ共有するものとする。

(職員の状況確認)

第11条 病院長は、職員の発症状況や欠勤の可能性等の確認方法について決定しておく。

第3節 関係機関との連携

(関係機関との連携)

第12条 病院長は、石川県行動計画及び関係市町行動計画における本病院のその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、石川県、県内市町、保健所及び他の指定（地方）公共機関等と相互に連携・協力をを行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。

2 病院長は、新型インフルエンザ等対策業務実施にあたり連携が必要となる関係機関のリストアップを行い、発生時における連携方法について検討しておく。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 業務の内容及び実施方法

(準備期における対応)

第13条 準備期においては、病院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保等について、必要な措置を講ずる。

(初動期における対応)

第14条 初動期においては、病院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずる。また、都道府県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）への入力を行う。

(対応期の対応)

第15条 対応期において、病院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、外来及び入院の診療体制等について必要な措置を講ずる。また、都道府県からの要請に応じて、G-MISへの入力を行う。

(患者数が大幅に増加した場合の対応)

第16条 対応期において、患者数の大幅な増加又は勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、病院長は、診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

(発生時における情報収集・連携等)

第17条 病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、職員を召集・参集させ情報収集及び情報共有に当たる。

- 2 病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、地方公共団体及び保健所等の関係機関との間において、情報収集及び情報共有に努めるとともに、診療継続計画及び医療措置協定に基づき関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

(特定接種の実施)

第18条 病院長は、特定接種の接種総数、接種順位等が新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定されることから、診療継続計画に基づき職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。

- 2 病院長は、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能となるよう対策を講ずる。

(感染対策の検討・実施)

第19条 病院長は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全確保に努める。

(都道府県知事等からの職員の派遣要請に対する対応)

第20条 病院長は、都道府県知事等から職員の派遣要請を受けた場合には、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

(医薬品等の備蓄及び対応体制の整備・強化)

第21条 病院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、医薬品、診療材料及び感染症対策物資等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行い、定期的に備蓄状況を確認する。

- 2 病院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、診療機材等の整備及び点検を行い、不測の事態に対応できるようにする。
- 3 病院長は、診療継続計画に基づき、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。

第4章 その他

第1節 教育・訓練

(職員への教育・訓練等)

第22条 病院長の指示の元、院内感染対策委員及び感染対策室員等は、平時から院内感染対策を徹底するとともに、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、新型インフルエ

ンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び実践的な訓練を実施する。

(外部研修会等への職員の派遣と院内教育)

第23条 病院長は、県内市町等が主催する研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。また、研修会参加者による実践的な訓練を実施し職員が適切に行動できるようにする。

第2節 計画の見直し

(訓練を踏まえた診療継続計画の見直し)

第24条 病院長は実践的な訓練等の実施結果を踏まえ、必要に応じて診療継続計画の見直しを行う。

(事業計画の修正)

第25条 本計画は、定期的に検討を行い、必要に応じて修正する。

附 則

この計画は、令和8年4月1日から施行する。

この計画の開始に伴い、平成26年6月11日策定の計画は廃止とする。